

第3部 災害応急対策計画

第1章 原子力災害に係る情報の共有

第1節 災害情報等の収集・連絡

1 原子力事業者等からの連絡

(1) 警戒事象発生の場合

- ◆原子力施設や核燃料物質等の事業所外運搬中等に警戒事象が発生した場合は、原子力事業者は、速やかに本市、原子力規制委員会、国土交通省、県警察及び最寄りの海上保安部に連絡する。また、県との「安全確保に関する協定」に基づき、県へも連絡する。
- ◆県は、原子力規制委員会又は国土交通省、消防庁及び第三管区海上保安本部からの情報(警戒事象の発生及びその後の状況など)を本市に連絡する。

(2) 特定事象発生の場合

- ◆原子力事業者は、特定事象の発生を発見又は発見の通報を受けた場合は、直ちに、本市等に文書をファクシミリで通報する。また、送信後直ちに主要な機関に対しては、その着信を確認する。
- ◆通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせは、原則として、原子力規制委員会、県及び本市に限るものとし、原子力事業者の行う応急対策に支障を生じさせないように配慮する。
- ◆原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等の事故情報等について、県及び本市等に連絡する。
- ◆市長室及び消防局は、原子力事業者及び原子力規制委員会(原子力防災専門官を含む。)から通報・連絡を受けた事項について別途定める手順に従い関係機関に連絡する。
- ◆原子力保安検査官等現地に配置された原子力規制庁の職員は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果を原子力規制委員会、県及び本市等に連絡する。

2 県のモニタリングポストで特定事象発生の通報を行うべき数値を検出した場合

- ◆県は、原子力事業者から通報がない状態において、県が設置しているモニタリングポストにより、特定事象発生の通報を行うべき数値(毎時5マイクロシーベルト以上)の検出を発見した場合は、直ちに原子力防災専門官に連絡するとともに、必要に応じ、原子力事業者に確認する。また、本市においても県のモニタリングポストにより同様の数値を発見した場合は、直ちに県に連絡するものとする。
- ◆連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うように指示し、確認の結果を原子力規制委員会、県及び本市等に連絡する。

第2節 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

1 原子力事業者等からの連絡

原子力事業者は市長室及び消防局に対し、施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害状況等を定期的に文書をもって連絡するとともに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡する。

2 関係機関相互の連絡

- ◆市長室は、主に原子力防災専門官を通じて原子力規制委員会から情報を得るとともに、原子力事業者から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にする。
- ◆市長室は、指定地方公共機関等との間において、原子力事業者及び原子力規制委員会から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。
- ◆本市及び県は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にする。
- ◆本市は、第3部第3章第2節に基づき、現地事故対策連絡会議との連絡を密にする。

第3節 原子力緊急事態における連絡

- ◆原子力規制委員会は、原子力緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに本市、県及び関係周辺都道府県に連絡を行う。

第4節 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

1 原子力事業者による放射線量の測定等

- ◆原子力事業者は、特定事象発生 of 通報を行った後においても、敷地境界における放射線量の測定等を継続的に実施し、施設からの放射性物質等の放出状況、放出見通し等の情報を、原子力規制委員会、県及び本市に定期的に連絡する。
- ◆原子力緊急事態宣言発出後においては、原子力災害対策本部に連絡する。

2 緊急時モニタリングの支援

- ◆県は、原子力事業者から特定事象発生 of 通報を受けた場合には、緊急時モニタリング計画に基づき、平常時のモニタリングを強化して、緊急時モニタリングの準備を開始する。
- ◆本市は、県が実施する緊急時モニタリングに関し、要員を派遣するなどの協力を行う。
- ◆県、原子力事業者及び関係機関は、原子力規制委員会が原子力災害対策指針に基づき策定する緊急時モニタリング実施計画に基づき、初動段階の緊急時モニタリングを実施する。
- ◆県及び関係機関は、原子力規制委員会又は原子力災害対策本部が初動段階の緊急時モニタリングの結果等により適宜改訂する緊急時モニタリング実施計画並びに原子力災害対策本部の総合調整のもと、さらに緊急時モニタリングを実施する。また、その結果を取りまとめ、原子力災害対策本部及び関係省庁に送付する。

3 モニタリング結果の連絡

- ◆原子力規制委員会は、原子力事業者から連絡のあった施設からの放射性物質等の放出状況、並びに関係省庁及び県による緊急時モニタリング結果等を取りまとめ、県及び本市等に連絡する。
- ◆原子力緊急事態宣言発出後においては、原子力災害対策本部が緊急時モニタリング結果等を取りまとめ、原子力災害現地対策本部、県及び本市の災害対策本部等に連絡する。
- ◆原子力規制委員会は、緊急時モニタリングの結果に対する総合的な評価を行った上で公表し、県及び本市は、緊急時モニタリングの結果及びその総合的な評価を共有する。

4 緊急時の公衆の被ばく線量の把握

- ◆国、指定公共機関、県及び本市は連携し、原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後一か月以内を目途に放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を行うとともに外部被ばく線量についても調査を行う。

第2章 本市及び原子力事業者の応急活動体制

第1節 警戒配備体制の確立（災害警戒本部の設置）

1 災害警戒本部の設置

（1）災害警戒本部の設置基準

- ① 本市域及びその周辺地域において、特定事象の発生にはいたらないが、原子力施設の災害、核燃料物質等の事業所外運搬中の事故等が発生し、本市域に被害が及ぶと予想される場合。
- ② 県又は原子力事業者のモニタリングポストにおいて、毎時1マイクロシーベルト以上の放射線量が検出され、原子力施設によるものと確認された場合。

（2）設置権限の代行

災害警戒本部の設置は、市長の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合（市長が不在又は連絡不能な場合等）については、副市長が職務を代理する。また、市長、副市長が不在時は市長室長を、市長室長が不在時は危機管理課長をもって充てる。

2 災害警戒本部の設置通知

災害警戒本部を設置した場合は、市長室はその旨を各部局及び神奈川県に連絡する。

3 災害警戒本部の組織と運営

災害警戒本部は、情報共有や軽微な災害に対する応急対策を目的とすることから、組織構成及び事務分掌は平常時の行政組織による。

（1）災害警戒本部の構成員

区分	指名職員	概要
警戒本部長	副市長	災害警戒本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。
警戒副本部長	市長室長	警戒本部長を補佐し、警戒本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
警戒本部員	関係部局長	警戒本部長の命を受け、指示された事務に従事する。
関係部局職員	各部局職員から部局長が指名	本部員の指示に従い、業務を実施する。

（2）運営権限の代行

災害警戒本部の運営は、警戒本部長の権限により行われるが、警戒本部長の判断を仰ぐことができない場合は、横須賀市警戒本部設置要綱に基づき職務代行者により行う。

(3) 災害警戒本部運営の基本方針

運営事項	概要
警戒本部員会議の開催	警戒本部長は、災害警戒本部を設置したときは、収集した災害に関する情報を共有し、応急対策の方針決定を行うため、警戒本部員会議を開催する。
対応状況等の報告	各部局は、措置事項等について警戒本部員会議で報告する。 なお、緊急性を要する事項については、事前に市長室に報告するものとする。
被害情報の共有	市長室は、被害状況に関する情報などをとりまとめ、警戒本部員会議で報告する。
各部局の対応	災害警戒本部設置時における各部局の所管事務の対応業務内容は、各部局が定める活動細部計画等による。

4 動員配備体制

各部局長は、配備指令が発令された場合において、円滑に職員が参集し応急対策等を行うため、配備職員数の基準に基づき配備する職員及びその配備場所を事前に指定するものとする。

設置組織及び配備内容		配備職員数の基準
災害警戒本部	警戒配備	連絡・調整又は軽微な災害応急対策活動に必要な人員数とし、各部局の活動細部計画により定める。

※災害時においても優先的に継続すべき業務は、業務継続計画に基づき実施する。

5 災害警戒本部の廃止

警戒本部長は、原子力施設等の事故が終結し、災害応急対策が完了又は対策の必要性がなくなると認められる場合は、災害警戒本部の規模を縮小又は廃止する。

なお、災害警戒本部を廃止した場合は、上記「2 災害警戒本部の設置通知」に準じて関係者に通知する。

6 災害応急活動への移行

警戒本部長等は、災害が拡大し、又は拡大のおそれがある場合で、総合的な災害対策を必要とするときは、災害対策本部を設置するよう市長へ具申する。

第2節 災害対策本部の設置

1 設置基準

◆本市は、次の基準のいずれかの場合、災害応急対策を実施するため、災害対策基本法第23条の規定に基づき横須賀市災害対策本部（以下、「災害対策本部」という。）を設置する。

- ① 特定事象発生連絡・通報を受けた場合
- ② 県のモニタリングポストにおいて、毎時5マイクロシーベルト以上の放射線量が検出され、原子力施設によるものと確認された場合
- ③ 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合
- ④ 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- ⑤ その他、市長が必要と認める場合

◆市長不在時において前基準における⑤を行う者は副市長とし、副市長不在の時は、市長室長をもって充てる。

2 災害対策本部の設置通知

災害対策本部を設置した場合は、次により通知する。

通知先	概要
各対策部及び関係機関	総合対策部は、災害対策本部が設置された場合は、その旨を各対策部、神奈川県、隣接市町及び警察署その他防災関係機関に連絡する。
報道機関	本部長は、報道機関に災害対策本部の設置を発表する。

3 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、本市の各行政組織の事務分掌規則に定める業務を基準として、災害に即応できる組織構成とする。

また、災害発生後に時間の経過とともに変化する応急対策に対応できる組織とする。

(1) 災害対策本部の組織・事務

災害対策本部の組織・事務は、災害対策本部運営要綱に定めるところによる。

(2) 災害対策本部長の職務代理

災害対策本部長（市長）不在時は、副市長が職務を代理する。また、市長、副市長が不在時は市長室長を、市長室長が不在時は危機管理課長をもって充てる。

(3) 防災関係機関との関係強化

被害情報の共有化を図り、調整のとれた迅速な応急対策を実施するため、必要に応じて災害対策本部に自衛隊、ライフライン等防災関係機関の参加を要請する。

(4) 県現地対策本部との連携

県災害対策本部設置に至らない災害で、応急対策上必要と認めるとき、知事が現地対策本部を設置することとなっているが、市だけでは対応が困難な災害が発生した場合、その現地対策本部に応援を要請する。

4 災害対策本部員会議

災害対策本部を設置した場合は、災害応急対策の基本方針等を決定する機関として、災害対策本部員会議を開催する。

(1) 災害対策本部員会議の構成

災害対策本部員会議は、災害対策本部長、災害対策副本部長及び全対策部長で構成する。

(2) 防災関係機関への出席要請

災害対策本部員会議には、必要に応じて自衛隊、ライフライン等防災関係機関の出席を要請する。

5 動員配備体制

各部局長は、配備指令が発令された場合において、円滑に職員が参集し応急対策等を行うため、配備職員数の基準に基づき配備する職員及びその配備場所を事前に指定するものとする。

設置組織及び配備内容		配備職員数の基準
災害対策本部	1号配備	応急対策活動に必要な人員数とし、各部局の活動細部計画により定める。
	2号配備	
	3号配備	全職員(※)

※災害時においても優先的に継続すべき業務は、業務継続計画に基づき実施する。

6 配備指令区分

配備指令	基準	配備内容
1号配備	(1) 特定事象発生 of 連絡・通報を受けた場合 (2) 県のモニタリングポストにおいて、毎時5マイクロシーベルト以上の放射線量が検出され、原子力施設によるものと確認された場合 (3) その他、市長が必要と認める場合	あらかじめ指名している職員を指定した場所又は勤務場所に配備
2号配備	(1) 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合 (2) 県のモニタリングポストにおいて、毎時5マイクロシーベルト以上（2地点以上又は10分間以上継続）の放射線量が検出され、原子力施設によるものと確認された場合 (3) その他、市長が必要と認める場合	あらかじめ指名している職員を指定した場所又は勤務場所に配備
3号配備	(1) 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 (2) その他、市長が必要と認める場合	全職員を指定した場所又は勤務場所に配備

7 各部の主な業務

各部が実施する業務は、本市災害対策本部組織要綱に定める業務を基本とするが、原子力災害特有の状況に対応するため、関係する対策部は次に掲げる対策もあわせて実施するものとする。

対策部名		業務内容
総合対策部	対策調整班	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害対策本部の運営に関する事 ② 本部長の指示、命令等の伝達に関する事 ③ 県及び関係機関との連絡調整に関する事 ④ 自衛隊、警察等による救援の要請及び受入れに関する事 ⑤ 災害救助法に基づく事務に係る手続きに関する事 ⑥ 職員への食料等の支給に関する事 ⑦ 職員の時間外勤務等に関する事 ⑧ 他の公共団体職員の応援要請に関する事 ⑨ 各対策部等との連絡調整に関する事 ⑩ 被害の状況の記録に関する事
	情報整理・分析班	<ul style="list-style-type: none"> ① 市民からの通報に関する事 ② 被害情報、災害情報等の収集、整理、伝達及び報告に関する事 ③ 被害状況等の集計、報告に関する事
	広報班	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害時における広報に関する事 ② 各対策部との広報内容及び報道内容の調整に関する事 ③ 報道機関との連絡に関する事 ④ オフサイトセンターの運営支援に関する事
	モニタリング班	<ul style="list-style-type: none"> ① 大気、水質、土壌等に係る環境監視及び調査に関する事
	物資調整班	<ul style="list-style-type: none"> ① 物資などの調達・調整・供給に関する事 ② 車両、資機材などの調達・管理に関する事
	罹災証明総括班	<ul style="list-style-type: none"> ① 被害の認定等の総合調整に関する事 ② 罹災証明の発行手続き等の総合調整に関する事
	避難所支援班	<ul style="list-style-type: none"> ① 避難施設の開設に関する事 ② 避難所運営の支援に関する事 ③ 避難者の支援に関する事
地域支援対策部	<ul style="list-style-type: none"> ① 管内町内会、自治会等と事故情報等の連絡、調整に関する事 ② 各行政センターへの災害情報の伝達等の調整に関する事 ③ 地区対策部に関わる総合対策部との連携・調整に関する事 	

対策部名	業 務 内 容
健康対策部	<ul style="list-style-type: none"> ① 医師会、原子力災害医療機関、原子力災害医療派遣チーム及び専門派遣チームとの連絡、調整に関する事 ② 医療救護本部及び地域医療救護所の運営に関する事 ③ 患者数、医療情報等の集約に関する事 ④ 安定ヨウ素剤の配布、服用の指示に関する事 ⑤ 原子力災害による健康対策及び健康相談に関する事 ⑥ 汚染飲食物の対策に関する事 ⑦ 被ばく者の医療活動に関する事 ⑧ オフサイトセンターの運営支援に関する事
福祉こども対策部	<ul style="list-style-type: none"> ① 園児・児童の安全対策に関する事
経済対策部	<ul style="list-style-type: none"> ① 漁業関係機関への対応に関する事 ② 周辺商工業施設への対応に関する事 ③ 農・水産物の原子力災害対策（風評被害対策を含む）に関する事
建設対策部	<ul style="list-style-type: none"> ① 道路等の交通規制（県警と連携）に関する事
港湾対策部	<ul style="list-style-type: none"> ① 港湾施設の原子力災害対策に関する事
上下水道対策部	<ul style="list-style-type: none"> ① 上下水道施設及び水道水の原子力災害対策に関する事
消防対策部	<ul style="list-style-type: none"> ① 警戒区域の設定に関する事 ② 防御活動に必要な放射線測定の実施及び緊急時モニタリング支援に関する事 ③ 周辺住民等への災害広報活動及び避難誘導に関する事 ④ オフサイトセンターの運営支援に関する事
教育対策部	<ul style="list-style-type: none"> ① 児童生徒の避難誘導及び健康被害把握に関する事
地区対策部	<ul style="list-style-type: none"> ① 地区の防災活動拠点における災害対応業務の総合調整に関する事

第3節 災害対策本部の廃止

- ① 原子力施設等の事故において、原子力緊急事態解除宣言が発出されたとき、又は事故が終結し、災害応急対策が完了又は対策の必要性がなくなったと市長が認める場合には災害対策本部を廃止する。ただし、原子力災害事後対策実施区域が設定された場合はこの限りではない。
- ② 原子力災害事後対策実施区域が解除されたときは、災害対策本部を廃止する。
- ③ 市長は災害対策本部を廃止した場合は、直ちに県知事及び関係機関に連絡するとともに、災害対策本部の廃止を市民に周知するため、報道機関等を通じて発表する。
- ④ 市長は災害対策本部の廃止後、引き続き災害対策の実施が必要な場合、災害対策本部に準じてその対策を実施するものとする。

第4節 原子力事業者等の活動体制

1 原子力事業者の活動体制

- ◆原子力事業者は、警戒事象発生連絡を行った場合又は特定事象発生通報を行った場合、速やかに、防災要員の非常参集、情報収集伝達体制の確立、事故対策本部の設置など、必要な体制をとるとともに、原子力災害の発生の防止のために必要な応急対策を行う。
- ◆原子力事業者は、相談窓口を設置するなど、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに被災者への対応に必要な体制を整備するものとする。

2 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故時における活動体制

原子力事業者等は、核燃料物質等の事業所外運搬中の事故により特定事象が発生した場合は、直ちに、携行した防災資機材を用いて、立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、緊急時モニタリング、消火・延焼防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確・迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとする。さらに、必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者等に要員及び資機材の応援要請を行う。

第3章 オフサイトセンター等と連携した活動

第1節 オフサイトセンターの立ち上げ

1 情報の収集

本市は、特定事象発生 of 通報を受けた場合、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況把握に努める。

2 オフサイトセンターの立ち上げ準備

本市は、特定事象発生 of 通報を受けた場合には、原子力防災専門官の指揮のもと、直ちに、国が行うオフサイトセンターの立ち上げ準備に協力する。

第2節 オフサイトセンターへの職員の派遣

1 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

本市は、国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンター等において開催し、これに職員の派遣要請があった場合には、職員を派遣する。

2 原子力災害合同対策協議会への職員の派遣

- ◆原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることになった場合は、職員を出席させ、国の原子力災害現地対策本部その他関係機関と緊急事態応急対策の実施方法等について協議する。
- ◆同協議会は、国の原子力災害現地対策本部長が主導的に運営する。
- ◆本市職員は、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事する。

第4章 応援要請

第1節 神奈川県、国

1 神奈川県知事に対する要請

- ① 総合対策部は、災害対策基本法第30条に基づき、職員の派遣について斡旋を求める。
- ② 総合対策部は、災害対策基本法第68条に基づき、本市の災害に係る応急措置に対する応援と、県が行うべき応急措置の実施について要請する。
- ③ 総合対策部は、各機関の長に対する次の事項の実施依頼についての要請をする。
 - ・ 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求（警察法第60条）の要請
 - ・ 消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等）（消防組織法第44条第3項）

2 行政機関、指定地方行政機関の長に対する要請

- ① 総合対策部は、災害対策基本法第29条第2項の規定により、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、職員（専門家又は専門的知識を有する職員を含む。）の派遣を要請し、また、災害対策基本法第30条第1項の規定により、知事に対し指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。
- ② 総合対策部は、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求める。

第2節 自衛隊の派遣

1 要請による派遣

- ◆ 人命救助・救護に関すること、財産の保護に関すること等で、事態がやむを得ない場合について、災害対策基本法第68条の2第1項に基づき、市長は県知事に対し災害派遣の要求を行う。県知事はこの要求を受けて、自衛隊にその内容を伝え、要請を行う。

この場合、必要に応じて、その旨及び本市の地域に係る災害の状況を防衛大臣、地域担任部隊等の長に通知する。なお、市長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知する。
- ◆ 災害派遣要請は、神奈川県「自衛隊応援要請マニュアル」に従い文書で行うが、事態が急を要するときは、口頭又は電話等をもって依頼し、事後速やかに文書を提出する。

2 要請によらない派遣

- ◆市長は、県知事の自衛隊への派遣要請が連絡不能で要求できない場合には、災害対策基本法第 68 条の 2 第 2 項に基づき、直接防衛省又は地域担当部隊等の長に被害の状況などを通知する。この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には自主派遣を行う。
なお、市長は、この通知をした時は、速やかにその旨を県知事に通知する。
- ◆自衛隊は、この通知を受けた場合や、急を要し要請を待ついとまがないと認められる場合は、要請を待たずに部隊を派遣する場合がある。

第 3 節 他市町村

総合対策部は、三浦半島地域の 3 市 1 町に対して、「災害時における横須賀三浦地域市町相互応援に関する協定」に基づき、応援を要請する。また、消防局は、消防組織法第 39 条の規定による消防相互応援協定に基づき、他市町村に応援を要請する。

第 4 節 協定締結都市

神奈川県全域が壊滅的な災害を受けた場合を考慮し、県外の自治体や全国の中核市（中核市災害相互応援協定）とも相互応援に関する協定を締結している。総合対策部は、こうした相互応援協定に基づいて応援要請を行う。

なお、災害による通信機能の途絶等が発生した場合、応援要請を待たずに協定都市が自らの判断等で応援出動する場合がある。

第 5 節 在日米海軍

総合対策部は、災害の状況等により在日米海軍の支援が必要であると認めるときは、「在日米海軍との防災協定」に基づき応援を要請する。

第5章 防災業務関係者の安全確保

第1節 防災業務関係者の安全確保

1 防災業務関係者の安全対策

- ◆総合対策部は、緊急時モニタリング、避難誘導、救出・救護、立入制限、医療救護活動等各種災害応急対策に従事するもの（以下「防災業務関係者」という。）が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行う。また、防災業務関係者の安全確保のため、原子力災害合同対策協議会等の場を活用して相互に密接な情報交換を行う。
- ◆総合対策部は、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務関係者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮する。

2 防災業務関係者の放射線防護

- ◆防災業務関係者の放射線防護については、放射線業務従事者に対する緊急作業時における線量限度を参考とするが、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう努める。
- ◆被ばく管理の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、第3部第4章第1節により県を通じて国等に対し、被ばく管理のための要員の派遣等を要請する。

第2節 防護対策

- ◆総合対策部は、必要に応じ、その管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、個人線量計等の防護資機材及び安定ヨウ素剤の配備等、必要な措置をとるものとする。
- ◆総合対策部は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、個人線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請する。

第6章 屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等の防護活動

第1節 避難・退避措置

放射性物質の放出に伴う被ばくから住民等を防護するため、「屋内退避」及び状況に応じて「避難」の措置を講じる。

第2節 避難等勧告・指示

1 避難等の勧告・指示

- ◆総合対策部は、原子力規制委員会又は県から、原子力緊急事態に伴う内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長の屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示案を受けた場合、当該案に対して速やかに意見を述べる。
- ◆市長は、内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長の指示、又はモニタリングの結果や専門家の助言・指示等に基づく独自の判断により、住民に対して、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行う。
- ◆総合対策部及び消防対策部は、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、住民の避難状況を確認するとともに、住民等の避難誘導に当たっては、避難や避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。
また、総合対策部は、これらの情報について、国の原子力災害現地対策本部及び県等に対して情報提供する。

2 避難等の勧告・指示の内容

屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行う場合は、原則として次の内容を明示して行う。

- ① 避難等を要する理由
- ② 避難勧告・指示等の対象地域
- ③ 避難先や避難退域時検査の場所
- ④ 避難経路
- ⑤ 注意事項

3 住民等への周知

- ◆総合対策部及び消防対策部は、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告や指示を行った場合、防災行政無線や広報車等による災害広報により、住民等への周知を実施する。また、避難等の必要がなくなった場合も同様とする。
- ◆総合対策部及び消防対策部は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、戸別訪問や避難所における確認等により、住民の避難状況を確認する。
- ◆県警察は、市長が避難のための立ち退き又は屋内への退避の指示を出した場合は、住民等に対して避難のための立ち退き又は屋内への退避の指示を行う。また、警察官職務執行法第4条に基づいた措置をおこなった場合は、その旨を県公安委員会に報告する。
- ◆防護対策が必要な区域内に所在する小・中・高等学校、保育園、幼稚園又はこれらに準ずる施設に対しては、避難指示等が迅速かつ的確に伝達されるよう特に配慮する。

4 知事等への報告

総合対策部は、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示を行った場合は、速やかに国の原子力災害対策本部長及び知事に報告する。また、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告・指示の解除を行った場合も同様とする。

第3節 避難誘導・移送

1 避難誘導

- ① 避難誘導は消防、消防団、警察が連携して実施するものとする。
- ② 学校、社会福祉施設等においては各施設の管理者が避難誘導を行う。
- ③ 避難は、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、児童などの要配慮者を優先し、一般を次順位とする。特に、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、児童の避難所での健康状態の把握等に努める。また、外国人及び一時滞在者にも十分配慮するものとする。
- ④ 避難誘導を行う際には、避難経路の安全を確認する。
- ⑤ 避難に際しては、自主防災組織又は近隣で互いに助け合い、集団行動をとるよう指導する。
- ⑥ 避難に際しては、避難地での混乱及び危険を避けるために携行品は貴重品、応急食料等必要最小限とするよう指導する。

2 移送

避難者が自力で避難できない場合及び遠隔地の避難所へ早急に避難させるため必要と認められる場合、車両などにより移送する。

3 避難の際の住民等に対する避難退域時検査の実施

本市は、県、原子力事業者その他関係機関と連携し住民等が避難区域等から避難した後、住民等の避難退域時検査及び除染を行う。

4 広域的な避難の実施

市の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、県に対し、市町村域を超えた避難場所の確保について要請する。

第4節 避難所の開設

1 応急避難所の開設

- ◆避難勧告・指示が出された場合には、総合対策部が当該応急避難所の安全性を確認した後、学校長等施設管理者と協議を行い開設することとする。
- ◆避難所の開設・運営にあたっては、プライバシーの確保、更衣室及びトイレの設置、物資の確保等に関し、男女双方の視点に配慮する。

2 要配慮者への配慮

本市は、避難所での生活に関し、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人などの要配慮者及び一時滞在者並びに男女のニーズの違い等の男女双方の視点に十分配慮するものとする。

特に、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、児童の避難所での健康状態の把握等に努める。

第5節 安定ヨウ素剤の服用等

1 安定ヨウ素剤の服用指示

- ◆本市は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国が決定した方針に従い、県と連携して、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、必要な措置を講じる。
- ◆県及び健康対策部は、原子力災害対策指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について避難者へパンフレット等により説明するとともに、安定ヨウ素剤の準備を行う。
- ◆服用は、医師等の医療関係者の指導監督のもと行うこととする。
- ◆服用は、避難等を行う区域内の全住民等を対象とし、1回の服用を原則とする。
- ◆2回目の服用を考慮しなければならない状況では、避難を優先させる。

2 安定ヨウ素剤の搬送・配布等

- ◆健康対策部は、県警察等の協力を得て、保管場所から迅速に配布予定場所に安定ヨウ素剤を搬送する（必要に応じて、市民対策部は、搬送支援を行う。）
- ◆安定ヨウ素剤の配布にあたっては、服用説明書を添付するとともに、配布先、配布数量、回収等の記録を行う。

第6節 飲料水・飲食物の摂取制限

総合対策部、健康対策部、上下水道対策部は、緊急時モニタリングの結果、原子力災害対策指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言又は指示に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置、汚染飲食物の摂取制限等、必要な措置を講じる。

第7節 農畜水産物の採取及び出荷制限

経済対策部は、緊急時モニタリングの結果、原子力災害対策指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言又は指示に基づき、農畜水産物の生産者、出荷機関、市場の責任者等に対し、汚染農畜水産物等の採取、漁獲の禁止、出荷制限等、必要な措置を講じる。

第8節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給

経済対策部、上下水道対策部は、被災者の生活の維持のために必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等の生活必需物資等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具燃料等を含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人その他のいわゆる要配慮者のニーズや男女のニーズの違いに配慮する。

なお、供給すべき物資が不足し、調達する必要がある時は、本市は、原子力災害対策本部に物資の調達を要請する。

第9節 原子力被災者生活支援チームとの連携

県及び本市関係対策部は、住民避難等完了後において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、避難指示区域等の設定・見直し、放射性物質に汚染された地域の除染、原子力災害により放出された放射性物質により汚染された廃棄物の処理、原子力被災者等の健康調査や健康相談等に取り組む。

第7章 救助・救急、消火及び医療活動

第1節 救助・救急及び消火活動

1 本市の活動

- ◆本市は消防対策部を中心として、国が策定した「原子力施設等における消防活動マニュアル」に準じて、被災者の救助・救急活動を行う。
- ◆実施に当たっては、原子力事業者の情報及び原子炉工学や放射線防護に関する専門家等の意見を踏まえ、活動を行う消防職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して迅速に救助・救急、消火活動を実施する。
- ◆また、救助・救急、消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じて他の消防機関、原子力事業者その他関係機関に要請して、救助・救急、消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講じる。
- ◆災害の状況から必要と認められるときは、県、原子力事業者その他の関係機関に応援を要請する。

2 原子力事業者等の活動

- ◆原子力事業者等は、発災現場における救助・救急活動を行うとともに、関係機関が行う救助・救急活動に対し、防災資機材の貸与等必要な協力を行う。
- ◆原子力事業者等は、速やかに火災の発生状況等を把握し、自ら消火活動を行う。
- ◆原子力事業者は、被ばくをしたと推定される者を医療機関に搬送する際、汚染の状況を確認し、傷病の状態を勘案して、できる限り汚染拡大防止措置を講じた上で、放射線管理要員（放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者。）を随行させる。ただし、放射線管理要員がやむを得ず被ばくをしたと推定される者に随行できない場合には、事故の状況、被ばくをしたと推定される者の被ばく・汚染状況を説明し、汚染の拡大防止措置が行える者を随行させる。

第2節 医療救護活動

1 医療救護本部の設置

健康対策部は、救護班の編成及び派遣、搬送の要請等、医療救護活動の窓口となる医療救護本部を設置する。

2 医療救護本部の業務内容

医療救護本部は、横須賀市医師会災害対策本部と連携して次の活動を行う。

(1) 医療救護所の設置

- ① 健康対策部は、避難を実施するために開設した応急避難所に医療救護所を設置する。
なお、医療救護所の設置・運営にあたっては、プライバシーの確保など男女双方の視点に配慮する。
- ② 医療救護所の設置に必要な医療スタッフは、横須賀市医師会及び横須賀市歯科医師会が手配し、その他の人員及び機材の手配は、健康対策部が行う。
- ③ 横須賀市医師会員が医療救護活動を行う医療救護所の運営管理は、健康対策部が横須賀市医師会等と連携し行う。

(2) 被災地外からの支援医療スタッフなどの配置調整

健康対策部は、被災状況に合わせた医療救護体制整備のために、被災地外からの支援医療スタッフなどの支援要請と配置調整を行う。

(3) 県等への要請

① 市が設置する医療救護所では対応しきれない場合は、災害対策本部長は県及び神奈川県医師会に対して救護班の派遣及び救護所の設置を要請する。

② 医療救護所において行われる汚染検査、除染等の処置の結果により、被ばくしたと推定されるものについては、精密な医学的診断、放射能汚染の測定、正確な被ばく線量の測定、除染等を実施する必要がある。

健康対策部は、一次医療機関である市民病院と横須賀共済病院での対応が困難な場合は、県が整備する県指定原子力災害医療機関である北里大学病院への搬送の調整を県医療救護本部へ要請する。

③ 健康対策部は、被ばくの状況に応じ、直接国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所への搬送が適当と推定されるものについては、県に対し消防庁、自衛隊等への搬送の要請を依頼する。

3 医療救護所での緊急医療等

(1) 放射性物質汚染者のふるい分けの実施

健康対策部は、多数の住民等に放射性物質による汚染の検査、及びこれに伴う医学検査を必要とする事態が生じた場合、医療救護所において放射性物質汚染者のふるい分け（以下「1次避難退域時検査」という。）を実施する。

(2) 応急除染の実施

健康対策部は、1次避難退域時検査の結果、判断基準以上の放射性物質による汚染が認められるものについては、直ちに応急除染を行い、被ばく医療機関に移送する。

(3) 一般傷病者への対応

応急処置後、症状に応じ必要な治療を実施するため一般医療機関へ搬送する。

4 医療機関における初期被ばく医療

市民病院及び横須賀共済病院は、医療救護所等や原子力施設から搬送されてくる被ばく患者の診療を行う。

5 国への要請

◆健康対策部は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求める。

◆健康対策部は、必要と認めるときは、原子力規制委員会（原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害現地対策本部）に対し、国立研究開発法人放射線医学総合研究所等の職員で構成される原子力災害医療派遣チーム及び専門派遣チームの派遣要請を行い、同チームの指導と協力のもと、医療救護活動を行う。

第8章 災害広報

第1節 広報活動の実施

1 関係機関が連携した広報活動の実施

- ◆市、県、原子力事業者その他関係機関は、国と連携して、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられない等の特殊性を勘案し、放射性物質又は放射線の異常放出により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における周辺住民等の心理的動揺又は混乱をおさえ、異常事態による影響をできる限り低減するため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行う。
- ◆政策推進対策部、総合対策部、消防対策部は、広報に当たっては、利用可能な様々な広報手段を活用し、繰り返し広報するように努める。さらに、国や県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の空白時間がないよう、定期的な広報を行う。
- ◆原子力緊急事態宣言発出後は、オフサイトセンターに設置される原子力災害合同対策協議会がプレスセンターにおいて、一元的に情報の公表、広報活動を行う。

2 要配慮者への配慮

広報に当たっては、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人などの要配慮者及び一時滞在者に十分配慮するものとする。

第2節 広報事項、手段

1 広報内容等

広報を必要とする内容はおおむね次のものとするが、周辺住民のニーズを十分に把握し、迅速に正確な情報提供を行う。

広 報 事 項	広 報 手 段
① 事故等が生じた施設名又は発生場所、及び発生時刻	① 防災行政無線（固定系）
② 事故等の状況及び今後の予測	② 広報車及び臨時広報紙
③ 被害状況と応急対策の実施状況	③ インターネットでの情報提供
④ 屋内退避や避難の必要性の有無	④ コミュニティFM
⑤ 市民のとるべき措置及び注意事項	⑤ マスメディアへの情報提供
⑥ 避難所の設置及び安否情報	⑥ 災害記録等
⑦ 交通規制及び各種輸送機関の運行状況	
⑧ ライフラインの状況	
⑨ 緊急時モニタリングの結果	
⑩ 医療救護活動の実施状況	
⑪ 飲食物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況	
⑫ 飲料水、飲食物等の供給状況	
⑬ 相談窓口の設置状況	
⑭ 安定ヨウ素剤の予防服用等の実施に関する情報	
⑮ その他必要な広報	

第3節 住民等からの問い合わせに関する対応

1 相談窓口の設置

本市市民対策部及び地区対策部は、国、県等と連携し、速やかに住民等からの問い合わせに対応するため、既存の情報発信手段を活用するほか、必要に応じて専用電話を備えた窓口を設置する。

2 報道対応

原子力災害時においては、周辺住民に正確な情報が提供され、無用の混乱を避けることが必要である。そのため、本市は報道機関等への的確な情報提供が行われるように努める。

◆総合対策部は、国、県その他関係機関と連携して次の情報を提供する。

- ① 災害発生源情報
- ② 安否情報
- ③ 災害対策の状況
- ④ 関係機関の告知事項
- ⑤ 交通関連情報
- ⑥ その他必要な情報

◆報道発表は、原則時刻を定めて行うこととし、災害状況の変化等に応じその都度対応する。

◆総合対策部は、必要に応じて災害対策基本法第57条に基づき、テレビやラジオなどの放送事業者に対し情報の伝達を求める。

第9章 警備及び緊急輸送

第1節 警戒区域の設定

本市は、避難の勧告又は指示した区域について、必要に応じて警戒区域を設定するなど、勧告又は指示の実効を上げるために、関係機関と協力し必要な措置を行う。

1 警戒区域の設定等

土木対策部、消防対策部は、災害対策基本法第63条第1項に基づき、警戒区域を設定し、防災業務関係者を除き、同区域への立入制限・禁止又は同区域からの退去を命じる。

2 住民への周知

警戒区域を設定した時は、県警察と協力して広報車等により住民に対して周知を図る。

第2節 輸送手段の確保

総合対策部は、緊急輸送活動に必要な市保有車両の確保を行うとともに、必要に応じて関係機関へ輸送用としての車両や船舶等の提供の要請を行う。

第3節 緊急輸送の順位

本市、国、県その他関係機関は、緊急輸送を行う場合には、原則として次の順位で実施する。

第1順位	人命救助、救急活動に必要な輸送、オフサイトセンター等において対応方針を定めるメンバーの輸送
第2順位	避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
第3順位	災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
第4順位	住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
第5順位	その他災害応急対策のために必要な輸送

第4節 緊急輸送のための交通対策

- ◆県警察は、緊急輸送のための交通を確保するため、道路管理者等と相互に密接な連携を図りつつ、被害の状況や緊急度、重要度を考慮して一般車両の通行を禁止・制限する等の交通規制を行う。
- ◆港湾対策部は、第三管区海上保安本部が必要に応じて行う船舶の交通制限又は禁止について、協力する。

第5節 治安の確保等

- ◆ 県警察、消防機関及び第三管区海上保安本部は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、治安の確保、火災の予防等に努める。
- ◆ 総合対策部は、治安当局が避難の勧告又は指示した区域及びその周辺において実施する治安の確保について協力する。